

2020年7月3日

新設分割に係る事後開示事項

北九州市小倉北区米町二丁目1番21号
株式会社 YE DIGITAL
代表取締役社長 遠藤 直人

北九州市小倉北区米町二丁目1番21号
株式会社アイキューブデジタル
代表取締役社長 竹原 正治

株式会社YE DIGITAL（以下、「分割会社」という。）は、2020年4月10日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、当社が営むIoTソリューション事業のうち、工場自動化に係る事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社アイキューブデジタル（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件新設分割」という。）を行いましたので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日

2020年7月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法第805条の2の規定による株主からの差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施していません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありません

ので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(4) 債権者保護手続

本件新設分割において、分割会社は、本件新設分割により新設会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第810条の規定による債権者保護手続は実施していません。

3. 本件新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2020年7月1日をもって、新設分割計画書の記載に従い、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、承継した資産の額は110,842千円、負債の額は11,357千円（いずれも2020年5月31日現在の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

4. その他本件新設分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上